

5月企画運営委員会次第

日 時 令和元年5月16日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 全国保育研究大会における全国保育協議会会長表彰の推薦について
 - (2) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
 - (3) 関東ブロック保育事業連絡会議での職域別会議提案協議議題等について
 - (4) 関東ブロック保育研究大会役割分担について
 - (5) 第63回全国保育研究大会について
 - (6) キャリアアップ研修について
 - (7) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 19-01
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※6月企画運営委員会(予定)

令和元年6月13日(木)14:30～ 県社会福祉会館2階第3会議室

全社児発第 1044 号①
平成 31 年 4 月 1 日

都道府県・指定都市保育組織 会長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 万田 康
<公印略>

第 63 回全国保育研究大会における
全国保育協議会会長表彰の推せんについて（依頼）

本会事業の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、2019 年 11 月 13 日（水）～15 日（金）に広島県広島市で開催いたします「第 63 回全国保育研究大会」において、標記の表彰式を行います。

つきましては、全国保育協議会会長表彰の候補者について、別添の「全国保育協議会会長表彰候補者推せん書」により、ご推せんを賜りますようお願い申しあげます。

なお、全国保育協議会特別感謝および全国保育協議会顕彰の対象者については、別途、本会より受賞者に対し、直接案内申しあげます。

記

1. 推せん人数 別添「2019 年度全国保育協議会会長表彰者推せん枠数」をご参照ください。
2. 表彰対象者
 - (1) 別添「全国保育協議会表彰規程」および「全国保育協議会会長表彰の推せんにあたって」をご参照し、「会長表彰候補者推せん書」に必要事項をご記入ください。
 - (2) 「会長表彰候補者推せん書」について、過年度の様式はご使用になりませんよう、お願いいたします。
 - (3) 候補者がいない場合、別添「全国保育協議会会長表彰の推せんに関する報告」等にて、必ずその旨を推せん書提出期日以内に本会へご報告ください。
3. 推せん書提出期日 2019 年 5 月 30 日（木） 本会必着（郵送）

4. 推せん締提出期日後の予定および今後の依頼事項

(1) 都道府県・指定都市保育組織への依頼内容

- ・受賞者名簿への記載事項（氏名、施設名、職名等）の内容確認
- ・受賞者の第63回全国保育研究大会への出欠確認
- ・第63回全国保育研究大会へ欠席された受賞者へ対する会長表彰盾等の代理授与

(2) 全国保育協議会にて対応する事項

- ・表彰受賞者の決定〔8月〕
- ・受賞者名簿への記載事項（氏名、施設名、職名等）の確認依頼及び全国保育研究大会への出欠確認〔8月〕
- ・表彰盾引換券等の発送（本会から受賞者に対し直接送付）〔10月〕
- ・第63回全国保育研究大会における欠席受賞者分の表彰盾等の発送（本会から都道府県・指定都市保育組織に対し送付）〔12月〕
- ・第63回全国保育研究大会における記念写真の発送（大会期間中にお受け取りにならなかった受賞者に対し本会から直接送付）〔12月〕

5. 個人情報の取り扱いについて

会長表彰候補者の個人情報は、全国保育協議会「個人情報保護に関する方針等について（プライバシー・ポリシー）」に基づき適切に取り扱うこととしており、本表彰事業の実施にかかる目的にのみ使用いたします。

6. お問い合わせ先

全国保育協議会 事務局
社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4階
TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509
E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

2019年3月28日

関東ブロック各都県政令指定都市
保育組織 各位

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成31年度(2019年)関東ブロック保育事業連絡協議会での職域別会議の実施における
提案協議題の提出及び取りまとめについて(依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、一般社団法人 神奈川県保育会の運営及び諸事業の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県にて本年9月5日(木)、6日(金)に開催予定の『平成31年度関東ブロック保育事業連絡協議会』における職域別会議の実施にあたり、各都県政令指定都市からの提案協議題を募集いたします。

つきましては、大変ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、次のとおり貴保育組織にて各職域(部会)の提案協議題をお取りまとめいただき、ご提出くださいますようお願いいたします。

1 提案協議題の提出

職域別会議実施予定の次の5つの部会ごとに協議題をご検討いただき、別紙「提案協議題記入様式」に必要事項をご記入の上、下記メールアドレスまでデータ提出をお願いいたします。

【職域別会議(部会)】

- ①保育部会：各都県政令指定都市の保育協議会等の団体
- ②保育士部会：各都県政令指定都市の保育士会等の団体
- ③主管課部会：各都県政令指定都市の保育担当主管課
- ④リーダー育成部会：各都県政令指定都市の保育協議会等の団体
- ⑤事務担当者部会：各都県政令指定都市の保育協議会等の事務局担当者

2 提案協議題の提出期限

2019年6月4日(火)まで

3 提案協議題提出後の流れ

- (1) 各保育組織からご提出いただいた提案協議題を本会にて集約し、貴保育組織へ再度お送りいたしますので、部会ごとに提案協議題への回答をご検討ください。(7月上旬頃予定)
- (2) 貴保育組織にて提案協議題に対する各部会からのご回答を集約いただき、本会までメールによりご提出いただきます。(7月下旬頃予定)

4 添付資料

提案協議題記入様式

5 その他

- (1) リーダー育成部会については、全国保育協議会が定める「平成31年度人材養成支援事業」実施要項にある『ブロックにおける人材養成支援事業』として、指定されているテーマ・すめ方等に基づき実施いたします。
- (2) 平成31年度関東ブロック保育事業連絡協議会の参加申込につきましては、追ってご連絡いたします。
- (3) 「保育の無償化」「給食費」「満3歳児問題」については、情報をいただきご報告事項とさせていただきますとともに、諸課題について、毎回、多くの協議題をいただきますが、事務局で集約させていただきます、ご提案させていただきます。

(問い合わせ先)

一般社団法人 神奈川県保育会 事務局 担当/澁谷

電話：045-311-8754 FAX：045-311-1837 メール kenho@hoiku-kanagawa.jp

平成 31 年度関東ブロック保育事業連絡協議会
提 案 協 議 題

部会名		提案都縣市名	
【協議題】			
【提案理由】			

※資料作成の都合上、Eメールにてご提出ください。

【提出先及び問合せ先】
一般社団法人 神奈川県保育会 事務局 担当：澁谷 〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内 TEL：045-311-8754 FAX：045-311-1837 Eメール：kenho@hoiku-kanagawa.jp

全社児発第 63 号①
令和元年 5 月 8 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 殿

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 万田 康
〔公印略〕

第 63 回全国保育研究大会の開催および参加勧奨への協力依頼について

本会の事業の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、令和元年 11 月 13 日（水）～15 日（金）の 3 日間、広島県広島市において、標記大会を開催することといたしました。

つきましては、下記により開催要項等を送付いたします。参加者目標数を 1,700 名としておりますので、貴下会員等への周知および参加勧奨にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 同封書類

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| (1) 「第 63 回全国保育研究大会 開催要項」(10 部) | ※ (1)(2)は会報『ぜんほきょう』5 月号に同封 |
| (2) 「参加・交流会・昼食・宿泊・交通等のご案内」(10 部) | し、全保協会員へ直接 |
| (3) 「第 63 回全国保育研究大会 参加者目標数」 | 送付しております。 |

2. 開催内容 別添「第 63 回全国保育研究大会 開催要項」をご覧ください。

3. 参加勧奨への協力について（依頼）

別紙「第 63 回全国保育研究大会 参加者目標数」のとおり 1,700 名とし、都道府県・指定都市ごとに参加者目標数を設定しております。貴下会員等における積極的な参加勧奨について、ご協力をお願い申し上げます。

4. 参加お申込みについて

- (1) 参加お申込みは、名鉄観光サービス㈱広島支店宛にお願いいたします。
- (2) 表彰受賞者、意見発表者として大会に参加されるかたも、参加お申込みが必要です。

5. お問い合わせ

(1) 大会の内容について

全国保育協議会 事務局（担当：梶西、安藤）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509 / E-Mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

(2) 参加お申込みについて

名鉄観光サービス㈱広島支店（担当：兼田、南端、北川）

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 5-7 広島 KS ビル 9 階

TEL. 082-227-2281 / FAX. 082-227-8863

保育活動専門員
認定制度
対象研修会
100ポイント

すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ
社会の実現をめざして

開催要項

施行から5年目を迎える子ども・子育て支援新制度は見直しに向けた議論が進められており、また、5年を1期として各市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」の第2期事業計画の策定が進められています。さらに、本年の10月からは幼児教育の無償化が始まります。わたしたち保育・子育て支援関係者は、さまざまな保育をめぐる制度動向や、社会福祉法人に求められる責務について常に意識し、認識を深め、あわせて、保育の社会的な意義・役割をあらためて確認したうえで、取り組みを日々充実させなければなりません。

加えて、養護と教育の実践の下にこれまで培ってきた保育の営みの大切さを、いまいちど広く社会にアピールする必要があります。

こうした保育をめぐる情勢をふまえ、すべての子どもの最善の利益の保障にむけた私たち保育関係者の姿勢を広く社会に発信できるよう、多様なテーマでの研究協議を深め、先駆的、効果的な実践を学びあうことにより、全国的な保育・子育て支援の拡充につなぎ、保育実践の一層の向上をめざすことを目的として、第63回全国保育研究大会を広島市にて開催します。

全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会
中国ブロック保育協議会、広島市保育連盟
(実施主体：全国保育協議会、広島市保育連盟)

厚生労働省、内閣府、広島県、広島市、
広島県社会福祉協議会、広島市社会福祉協議会

令和元年 月 日 ～ 日

名

保育所・認定こども園等関係者、保育行政関係者、
保育士養成関係者、社会福祉協議会・保育協議会関係者 等
保育・子育て支援に関心のある皆さま(一般の方も参加いただけます)

全体会会場(初日、3日目)

(広島文化学園HBGホール)

分科会会場(2日目)

参加者のご宿泊先は、広島駅周辺および分科会会場周辺のホテルを中心に設定しております

会 員： 円 / 会員でない方： 円

令和元年 月 日 ~ 日

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
11/13 (水)				受付 11:30~	開会式 式典	行政説明 基調報告 他		記念表彰 撮影			参加者 交流会
11/14 (木)	分科会 第1分科会~第11分科会										
11/15 (金)		記念講演	全体会	閉会							

第1日目 11月13日(水) 13:00~16:00

11:30~

13:00~14:15

式典 児童憲章朗読 全国保育協議会 表彰 等

14:15~15:15

厚生労働省子ども家庭局 保育課 (予定)

15:15~16:00

全国保育協議会 会長

16:00

(16:20~ 表彰受賞者記念撮影)

18:00

(ANAクラウンプラザホテル広島)

全国の保育関係者同士の保育や子育てに関わる情報交換と交流を目的に開催します。
定員は400名。定員に達し次第、締め切ります。

参加費 12,000円

詳細については、別冊の「参加・交流会・昼食・宿泊・交通等のご案内」をご覧ください。

第2日目 11月14日(木) 9:30~16:30

全保協の将来ビジョンに示した5つの取り組みのカテゴリーをもとに、分科会を構成します。

分科会は、2019(令和元)~2021(令和3)年度の3か年で設定された「全国共通研究テーマ」による意見発表を中心に研究・協議する分科会と、全国保育協議会ならびに広島市保育連盟の企画により開催する分科会、さらにはフリー発表分科会の3種で構成します。

分科会会場ごとに参加定員を設定し、先着順で受け付けます(注)。お申込みにあたっては、異なる分科会を第3希望までご記入ください。第2・3希望のご記入がない場合は、定員に空きのある他の分科会に割り振る場合がありますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

(注)受付は、参加申込書を受領した順に、名鉄観光サービス㈱から返信する受領FAXの受信をもって受付完了といたします(参加申込書を送信いただいた段階では受付完了となりませんので、ご注意ください)。

(注)インターネットにてお申込みの方は、確認通知メールを自動送信いたしますのでご確認ください。

(講義・意見発表・演習)

助言・指導／^{ふかざわ えつこ}深澤 悦子 氏 (広島都市学園大学 准教授)

子ども・子育て支援新制度では、「保育の必要性 (の認定)」に基づいて、保育が提供されています。また、学校および児童福祉施設としての法的位置づけを合わせ持つ幼保連携型認定こども園が創設され、保育が提供されています。

保育所は、保育所保育指針にもとづき、児童福祉施設として、各保育所における創意工夫のもと、保育実践をすすめています。同時に、児童福祉施設ならびに学校である幼保連携型認定こども園では、保育所保育指針を踏まえた「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、保育実践が展開されています。

本テーマでは上記保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領のもと、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、保育の質を向上していくための手法や、さらに今後の保育をめぐる動きのなかで大切にすべき保育実践の視点について研究を深めます。

(講義・意見発表・演習)

助言・指導／^{ななきだ あつし}七木田 敦 氏 (広島大学 教授)

保育所・認定こども園等では、発達障害等「配慮を要する子ども」の増加が指摘されています。また保護者自身が生活面等において、何らかの課題をもち、子育てに困難が生じるケースも増えています。多様なニーズを抱えた子どもとその保護者を理解し、保育の専門性を活かした適切な支援を行うことは、保育所・認定こども園等の大きな役割の一つです。

本テーマでは、インクルーシブ保育の視点から、障害の有無にかかわらず、配慮を要する子どもを含めたすべての子どもを、分け隔てなく一緒に保育し、すべての子どもや保護者に対する保育・子育て支援関係者としていかに寄り添い、かわり、あるいは保育者として、支援を行うべきかについて、研究を深めます。

(講義・意見発表・演習)

助言・指導／^{おおがた みか}大方 美香 氏 (大阪総合保育大学 学長・教授)

保育所・認定こども園等における今日的状況として、職員の就業形態や雇用形態の多様化の進展があげられます。そのため、職員間の連携、チームワークの形成や、職場全体としてのスキルアップに一層留意する必要があります。

また、平成29年度から「保育士等の処遇改善」と関連して、保育士の技能・経験に着目したキャリアアップの仕組みが示され、さらなる人材育成への取り組みが求められます。

本テーマでは、より多くの保育ニーズに応えるため、内外の研修受講や情報共有のあり方、保育者の自己評価等、職員の資質向上にむけた効果的・具体的な実践とともに、今後、保育者自身に求められる資質向上のあり方について研究を深めます。

(講義・意見発表・演習)

助言・指導／^{かねこ}金子 ^{めぐみ}恵美氏 (日本社会事業大学 教授)

平成30年度に改定保育所保育指針が適用されました。改定保育所保育指針においては、保育所の役割として、保護者に対する支援と地域における子育て支援が明確に位置づけられています。また、幼保連携型認定こども園は、地域の子どもやその保護者が相互の交流を行う場所を開設したり、保護者からの相談に応じたり、必要な情報の提供や助言、その他必要な援助を行うことが義務づけられています。

また、地域のつながりが弱まるなか、子育てに孤立感や孤独感を感じている家庭へのアプローチが、とくに重要です。

本テーマでは、地域子育て支援における保育所・認定こども園等の機能や、保育者に求められる知識や技術を、いかに地域支援に活かしていくか等、地域の子育て家庭に対する支援のあり方について、研究を深めます。

(講義・意見発表・演習)

助言・指導／^{はせがわ}長谷川 ^{としお}俊雄氏 (白梅学園大学 教授)

子どものより良い育ちにむけ、乳幼児期を含めた保育所・認定こども園等から小学校さらに中学校への連携は、子ども一人ひとりの成長を連続的にとらえる視点として重要です。

また、子ども・子育て支援新制度では各市町村で策定された「子ども・子育て支援事業計画 (都道府県においては子ども・子育て支援事業支援計画)」に基づき事業実施が行われ、各地域の保育施策の充実化にむけては、保育・子育て支援関係者と各地域の行政機関等との連携や、信頼関係の構築も一層大切となります。

さらには、子どもの貧困に起因する課題への対応、児童虐待予防、病児・病後児保育等、保育所・認定こども園等が単体のみならず、地域の関係各機関と連携・協働をもってすすめるべき取り組みは数多くあります。

社会福祉法人や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の子ども・子育て支援に関する事業者団体、当事者組織等のさまざまな組織・団体が互いに連携し合い、課題の解決にあたる共通の土台 (プラットフォーム) を起点とし、個々の団体だけでは対応が難しい課題にも、より大きな力が発揮され、多様なニーズや課題に柔軟かつ迅速に対応することが可能となります。

本テーマでは、子どものより良い育ちにむけた、多様な機関との連携・協働のすすめ方や保育所・認定こども園等が果たすべき役割等について研究を深めます。

(講義・意見発表・演習)

助言・指導／^{もろおか あきら}師岡 章氏 (白梅学園大学 教授)

乳幼児期の食育の推進は、「食べる」ことや「いのち」への関心、さらに適切な食習慣の形成において大変重要です。また、食に関する家庭との相互理解、さらには地域子育て家庭にむけた食育実践や地域の食文化継承などの視点から、保育所・認定こども園等のみならず、家庭や地域との連携のもとで実践を進めることが必要です。

一方、保育現場では、自園調理の意義や有用性の確立ならびに、食物アレルギーをもつ子どもへの対応等も大きな課題となっています。

本テーマでは、保育所・認定こども園等での食事をとおして、「食を営む力」の基礎を培うことができるよう、保護者、家庭や地域と連携した食育の実践、食物アレルギーへの対応、食をとおした保育実践のあり方等について研究を深めます。

(講義・意見発表・演習)

助言・指導／^{きたの さちこ}北野 幸子氏 (神戸大学大学院 准教授)

少子化や核家族化がすすむなか、社会における人と人、とくに子どもとおとながつながる場面が少なくなりつつあり、社会における子ども・子育てへの関心低下につながっています。こうしたなか、子育て家庭や保育関係者にかぎらず、すべての人が子どもや子育てに関心をもつ取り組みが、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりにむけて大切です。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の地域にむけた諸活動の展開により、広く地域や国民に対して子ども・子育てへの関心や保育の営みの重要性を発信し、地域全体で子育てを考えていく取り組みについて、研究を深めます。

私たちは「平和都市ひろしまの子どもとして、生命を大切にすらしらと思いやりの心を育てる」「平和を願う心は人との関わりを通して育成される」という思いを基に平和への取り組みを行ってきました。日々の生活の中で、様々な動植物とふれ合い、生命の大切さを学び、また自分と他人の違いや相手の気持ちに気づき、お互いの違いを受け入れ、柔軟に人を思いやる心を育てていくことが大切です。

平和記念資料館の見学や平和記念公園内の慰霊碑などの学習を通し、被爆地広島で見て、聞いて、感じて「平和の心」について語り合います。

※参加定員は80名(先着順)とさせていただきます。

※広島市平和記念公園(平和記念公園、広島平和記念資料館、広島国際会議場)、おりづるタワーの視察を企画しております。

(講義・意見発表・演習)

助言・指導／^{なす}那須 ^{のぶき}信樹氏 (中村学園大学 教授)

保育・子育て支援の今日的な流れにおいては、多様なニーズに応えるべく、公立保育所・公立認定こども園等に求められる役割は増大しており、地域の子育て拠点として公立保育所・公立認定こども園等を位置づける自治体も増えています。本テーマでは、公立保育所・公立認定こども園等における行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携や、公立保育所・公立認定こども園等の果たす役割の重要性やその必要性について研究を深めます。

(運営：全国保育協議会)

講師等／※制度動向を踏まえ、内容・講師を企画し、
会報「ぜんほきょう」8月号でお知らせいたします。

(運営：全国保育協議会)

- ▶希望者による自由なテーマの意見発表を聴くことができる分科会です。
- ▶終日(9:30~16:30)にわたり、多様なテーマによる発表が行われます。
- ※フリー発表の募集に関する要項は、会報「ぜんほきょう」5月号に同封して、会員の皆さまへ送付いたしておりますので、ご参照ください。また、全保協ホームページ (<http://www.zenhokyo.gr.jp/>) からもご覧いただけます。

第3日目 11月15日(金) 9:30~

9:30~11:00

講師／^{くじらおか}鯨岡 ^{たかし}峻氏 (京都大学 名誉教授)

【鯨岡 峻氏のご紹介】

昭和45年京都大学大学院卒業後、島根大学教授を経て平成7年より京都大学教授。平成19年4月より京都大学名誉教授。専門は発達心理学、発達臨床心理学、保育心理学。平成10年に出版した「両義性の発達心理学」は平成11年度日本保育学会の学会賞(文献賞)を受賞。
主に関係論の立場から、子どもの発達の問題、養育、保育の課題を考えている。

11:00~

次期開催地(三重県) あいさつ

- (1) 参加申込みにあたっては、別添「参加・交流会・昼食・宿泊・交通等のご案内」をご読いただき、所定の様式(参加申込書)に必要な事項をすべてご記入のうえ、名鉄観光サービス(株)広島支店に**9月20日(金)**までにお申込みください。
- ※ **分科会会場ごとに参加定員を設定し、先着順で受け付けます**^(注)。お申込みにあたっては、異なる分科会を第3希望までご記入ください。第2・3希望のご記入がない場合は、定員に空きのある他の分科会に割り振る場合がありますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- (注) 受付および変更は、参加申込書を受領した順に、名鉄観光サービス株から返信する受領FAXの受信をもって受付完了といたします(参加申込書を送信いただいた段階では受付完了となりませんので、ご注意ください)。
- (注) インターネットにてお申込みの方は、確認通知メールを自動送信いたしますので、ご確認ください。
- (2) 本大会にご参加される方は、宿泊・その他心配が不要な場合でも、必ず参加申込書に必要な事項をご記入のうえ、お申込みください。
- (1) お申込み受付後、**10月7日(月)**以降に「大会参加券」「宿泊利用券」「昼食利用券」等をお申込みいただいた内容にもとづき、請求書とともに参加者宛に送付いたします。
- (2) **10月24日(木)**までに参加費を含めた全額を請求書に記載している口座へお振込みください。
- (3) 参加費の領収書を希望される方は、大会全体会場に設置する名鉄観光サービス(株)総合案内でお申し出ください。
- (4) 大会当日ご欠席の場合、参加費は返金いたしません。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。大会資料の後日送付をもって代えさせていただきます。
- (1) 電話によるお申込み・変更はトラブルの原因となるため、お受けいたしかねますのでご了承のほどお願い申し上げます。お手数ですが、お申込み・変更は、FAXまたはWeb画面にてお願い申し上げます。
- (2) FAXにてお申込みの方は、申込書受領後(休日の場合は翌営業日から)、3営業日以内に受領確認のFAXを返信いたします。3営業日以内に返信が届かない場合は、名鉄観光サービス(株)広島支店までご連絡をお願いいたします。
- (3) **大会当日、各種参加券・利用券は必ずご持参ください。**

参加申込書の送信 **9月20日(金)**まで

参加者
(発表者・表彰受賞者も
お申込みが必要です)

大会参加券・各種利用券・請求書等の送付 **10月7日(月)**以降
大会参加費用の送金(振込) **10月24日(木)**まで

名鉄観光サービス(株)
広島支店

名鉄観光サービス(株)広島支店 担当:兼田・南端・北川

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル9階

TEL. 082-227-2281 / FAX. 082-227-8863 (営業時間 平日9:30~17:00(土・日・祝日休業))

全国保育協議会 事務局(全国社会福祉協議会 児童福祉部 内)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

広島市保育連盟 事務局

〒732-0822 広島市南区松原町5-1 広島市総合福祉センター(BIG FRONTひろしま5階)

TEL. 082-207-1020 / FAX. 082-207-1021

個人情報については、本会の「個人情報保護に関する方針等について」にもとづいて取り扱います(個人情報の保護に関する方針は全保協のホームページに掲載いたしております)。「参加申込書」に記載された個人情報は、本大会の運営・管理の目的に限って使用します。

なお、本大会のお申込み受付等に関する業務を名鉄観光サービス(株)に委託し、実施するため、上記目的の範囲に加え、宿泊手配等のサービス提供を目的として情報を共有します。

参加者、関係者間の相互連絡を目的とした「参加者名簿」を作成いたします。参加者名簿には、「参加申込書」に記載された「都道府県・指定都市名」「施設名」「役職名」「氏名」ならびに参加される「分科会番号」を掲載いたします。なお、取扱いにあたっては、左記「個人情報の取り扱いについて」に拠り、本大会に関係のない者への譲渡、貸与、目的外の利用を固く禁じるものとします。

全国保育協議会および全国保育士会では、主催する大会・研修会に参加し研鑽をされている方を対象として「保育活動専門員」として認定し、申請にもとづいて認定証を発行しています。これまでに、1,590名の方が認定を受けられています。

本制度では、大会・研修会に参加することで得られる参加ポイントと、大会等で発表を行った方に加算される発表ポイントを設定し、一定数以上のポイントとレポートを提出することによって認定証を取得することができます。本大会の参加者等にも下記のポイントが付与されます。

※「保育活動専門員」認定制度の実施要項は会報4月号に、フリー発表分科会の募集案内は会報5月号に同封してお送りしています。また、全保協のホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

令和元年度「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」研修会開催要領

- 1 目的 保育所におけるアナフィラシーショック(エピペン使用方法等)の理解と対応ガイドラインの理解を通して子どもを取り巻く家庭、地域に向けて、食に関する理解を深めてより良い食生活が送れるように、様々な取組みを学び食育計画に生かしていく。この研修は神奈川県「キャリアアップ研修(食育・アレルギー対応分野)」に該当します。
- 2 日時 令和元年7月19日(月) 13時～17時
受付 12時30分～
- 3 会場 万国橋会議センター4階 401・402号室
横浜市中区海岸通4-23
TEL045-212-1034
みなとみらい線馬車道駅徒歩4分
市営地下鉄桜木町駅徒歩10分
- 4 対象 保育会会員保育所の園長、主任、保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等
- 5 定員 100名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)
- 6 参加費 保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。
 (2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
 なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて7/12(金)までに手続きください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 7月5日(金) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

8 日程

研 修 内 容	
9:15	開会・主催者あいさつ 講義 講師 湘北短期大学 講師・国立病院機構相模原病院 臨床研究センター 特別研究員 林 のり子氏
17:00	質疑・応答
18:00	レポート作成 閉会

- 9 その他
 - ・この研修はキャリアアップ研修(食育・アレルギー対応分野)4時間相当に該当します。
 - ・修了書希望の方は、残り12時間受講(合計16時間中)下さい。
 - ・昼食は各自ご用意下さい。ごみ等は必ずお持ち帰り下さい。

令和元年度「保育の質の向上のための取り組み」研修会開催要領

- 1 目的 改定された「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に対する理解を深め、保育士の資質向上及び保育士全体の専門性の向上を図る。

この研修は神奈川県「キャリアアップ研修（保育実践分野）」に該当します。

- 2 日時 令和元年7月29日（月）13時～17時

受付12時30分～

- 3 会場 アミュー厚木市民交流プラザ7階 amyu スタジオ

厚木市中町2-12-15

TEL045-212-1034

小田急線本厚木駅徒歩5分

- 4 対象 保育会会員保育所の園長、主任、保育士及び政令市

保育協議会会員の保育所等

- 5 定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）

- 6 参加費 保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。
 (2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
 なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて7/12（金）までに手続きください。

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 萩原敬三

【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 7月16日(火) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

- 8 日程

	研 修 内 容
9:15	開会・主催者あいさつ 講義 講師 リトミック研究センター向井 育子氏
17:00	質疑・応答
18:00	レポート作成 閉会

- 9 その他 ・この研修はキャリアアップ研修（保育実践分野）4時間相当に該当します。

修了書希望の方は、残り12時間受講（合計16時間中）下さい。

・昼食は各自ご用意下さい。ごみ等は必ずお持ち帰り下さい。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 地方裁量型認可化移行施設の設置について（厚生労働省）…………… 1
- ◆ 児童福祉法等の改正法案が国会提出される…………… 3
- ◆ 待機児童数の状況について（厚生労働省）…………… 4
- ◆ 「地域における公益的な取組」の発信率100%へ
（全社協・社会福祉施設協議会連絡会）…………… 4
- ◆ 「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」～2019年度「児童福祉週間」～
（厚生労働省・全社協）…………… 4
- ◆ 消費税率引上後の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要です
（国税庁）…………… 5
- ◆ 御即位当日における祝意奉表について（閣議決定）…………… 6
- ◆ 法人内での人材育成の「基本」を習得できます！
～職場研修担当者研修会（2019年度 第1回 施設職員コース）のご案内～
（全社協・中央福祉学院）…………… 6
- ◆ 全国保育協議会 事務局体制（全社協）…………… 6
- ◆ **地方裁量型認可化移行施設の設置について（厚生労働省）**

平成31年3月29日、厚生労働省は、通知「国家戦略特別区域における地方裁量型認可化移行施設の設置について」を发出了しました。

地方裁量型認可化移行施設は、国家戦略特別区域において、待機児童が多い都道府県が、認可施設への移行を希望する認可外保育施設や、保育士不足のため、認可保育所、認定こども園等の事業を維持できず休止し、再度、これらの事業を開始することを目指して認可外保育施設として事業を続ける施設について、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことにより、保育の受け皿整備を図ることを目的としています。

(→要綱「1 目的」を参照)

設置基準として、必要職員数のうち6割以上が保育士資格又は看護師(准看護師を含む)の資格を有する者とされています。

(→要綱「3 設置基準」を参照)

設置の条件は、都道府県が設置基準を定めること、待機児童が1人以上いること等があります。

(→要綱「4 設置の条件」を参照)

本通知は、平成30年6月14日の国家戦略特別区域諮問会議(第35回)において、仕組みが示されたものです。会議資料として提示された説明資料は下記のとおりです。

なお、本会は、地方裁量型認可化移行施設について、「未来投資戦略2018」に盛り込まれた際に、反対の意見を表明しています。詳細は、全保協ニュースNo.18-10(平成30年6月22日号)をご参照ください。

詳細は別添のNo.1をご参照ください。

第35回国家戦略特別区域諮問会議(平成30年6月14日)配布資料 資料6を抜粋

資料6

- 待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることとする。
- 一方で、各自治体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のための取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特別区域において、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づく「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を設置して、「保育支援員」等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認める方向で検討(時限措置)

大阪府・大阪市提案

保育需要に対応するため、国家戦略特別区域において、下記人員配属に係る特例を認めてほしい。

1 認可保育園において、所定の研修(※)を終了した「保育支援員」について、配属基準上必要な保育士の3分の1に置き換えて配置できるようにしてほしい。

※2/2時間(通常研修)480時間(0.1)研修
【備考】保育士の養成課程(通常)時間:9100時間

2 上記配属を行った場合も(認可保育園として)公費による支援を行うてほしい。

(例)人員配属基準上、12人の保育士配属が求められる保育園の場合、保育士のうち3分の1(4人)を保育支援員(1.5人で保育士1人に換算)に代えて、保育士8人・保育支援員6人で保育業務を行う。

厚生労働省対応案

特区において、各自治体が、独自の設備運営基準(認可外保育の6割以上は保育士)のもと「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を設置することを認める(待機児童解消までの時限措置)

- 1 (保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限り)認可保育所からの移行も可能
- 2 「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額に不釣り合い、設備・運営に届いた運営費を補助。(1)30年までの認可化移行実施期間(実施期間)において、安定財源の確保を促す。(2)31年度以降に向けて検討
- 3 認可化移行の計画期間は5年間とし、自治体の判断で延長も可能とする。
- 4 保育事業者と利用者の直接契約
- 5 保育の質の確保のため、下記措置等の実施を義務付け。
 - ・地方裁量型認可化移行施設への定期的な指導・監査の実施や運営状況の見える化
 - ・都道府県の協議会による人材確保策の実施・公表
- 6 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討を行うよう、自治体の能力を調て、その実施状況を把握し、評価・評価する。

◆児童福祉法等の改正法案が国会提出される

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が平成31年3月19日に閣議決定され、国会提出されました。

本改正法案は、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化および関係機関間の連携強化等の所用の措置を講ずることが趣旨とされています。

主な内容として、体罰の禁止が明文化されました（親権者に対しては児童虐待防止法において明文化。児童相談所長、児童福祉施設長、ファミリーホームの養育者、里親に対しては児童福祉法において明文化）。また、学校と教育委員会、児童福祉施設等の職員は、児童に関する秘密を漏らしてはならないことが規定されました。

その他、児童相談所の体制強化として、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置、弁護士配置またはこれに準ずる措置、医師・保健師の配置などが盛り込まれています。

施行日は、平成32（2020）年4月1日（一部を除く／上記の弁護士の配置またはこれに準ずる措置、医師・保健師の配置は平成34（2022）年4月1日）です。

附則において、改正法施行後1年を目途に、一時保護等のあり方、児童福祉の専門資格等のあり方を検討することとされ、改正法施行後2年を目途に、民法上の懲戒権のあり方、児童の意見表明権の保障等の権利擁護のあり方を検討することとされています。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【1の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化【1は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- 児童福祉司及びスーパーハイサーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。

(2) 児童相談所の設置促進【1は児童福祉法、2・3は改正法附則】

- 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参照して都道府県が定めるものとする。
- 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を助産し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化【1・2の前段は児童虐待の防止等に関する法律、2の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 児童の意見表明権を確保する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成32年4月1日（2・1）2及び4の一部については平成34年4月1日、2（2）は平成35年4月1日。

厚生労働省ホームページ

トップページ > 所管の法令等 > 国会提出法案 > 第198回国会（常会）提出法律案

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/198.html>

◆待機児童数の状況について（厚生労働省）

平成31年4月12日、厚生労働省は、「平成30年10月時点の保育所等の待機児童数の状況について」を公表しました。

平成30年10月の待機児童数は47,198人であり、平成29年10月と比較して8,235人減少しました。平成30年4月時点との比較では、27,303人増加しました。

詳細は別添のNo.2をご参照ください。

◆「地域における公益的な取組」の発信率100%へ（全社協・社会福祉施設協議会連絡会）

全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会では、すべての社会福祉法人が「地域における公益的な取組」の展開を発信していくために、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化や現況報告書への記載方法等についてまとめたパンフレット「社会福祉法人・福祉施設の『地域における公益的な取組』の発信率100%へ」の改訂を行いました。

今回の改訂版では、施設種別の特性や専門性を活かした取組の具体例と現況報告書への記載例を種別ごとに示しています。

保育所では、「地域の子育て家庭の相談支援」は現況報告書では「①地域の要支援者に対する相談支援」に、「児童虐待ネットワークへの参画」は現況報告書では「③地域の要支援者に対する権利擁護支援」に、「子育てサロン」は現況報告書では「⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動」に分類されることなどを例示しています。

詳細は別添のNo.3をご参照ください。

◆「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」～2019年度「児童福祉週間」～（厚生労働省・全社協）

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、2019年度「児童福祉週間」実施要領に基づき、全国的な取り組みを展開することとしています（主唱：厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（社福）児童育成協会）。

2019年度は、全国公募により選定された、標語「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」を児童福祉週間の象徴とし、各種の啓発事業及び、行事を展開することで、児童福祉の理念のいっそうの周知と子どもを取りまく諸問題に対する社会的関心の喚起をはかることとしています。皆さまの周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページ「児童福祉週間について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouweek/



児童福祉週間

2019年5月5日～5月12日

児童福祉週間ポスター

「児童福祉週間」ポスター

◆消費税率引上後の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要です（国税庁）

10月に予定されている消費税率引上により、軽減税率制度が開始されます。軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

詳細は別添のNo.4をご参照いただき、国税庁のホームページをご覧ください。

◆御即位当日における祝意奉表について（閣議決定）

平成 31 年 4 月 2 日に閣議決定された「御即位当日における祝意奉表について」、厚生労働省から本会会員への周知要請がありました。

詳細は別添の No. 5 をご参照ください。

◆法人内での人材育成の「基本」を習得できます！ ～職場研修担当者研修会（2019 年度 第 1 回 施設職員コース）のご案内～（全社協・中央福祉学院）

社会福祉法人・社会福祉施設・社会福祉協議会のあり方が大きく問われている中で、人材の定着・育成がもっとも重要な課題といえます。そこで、本研修会は、演習を中心に、人材育成（研修）担当者に向けて職場での人材育成に関する知識、及び技術の習得を図ることを目的に開催いたします。詳しくは中央福祉学院ホームページより「受講案内」をご覧ください。皆様のお申し込みを心よりお待ちしております。

研修の概要

- (1) 研修日程：2019 年 5 月 29 日（木）～5 月 31 日（金）
- (2) 受講対象者：社会福祉法人・施設等における人材育成（研修）担当者（定員 80 名）
- (3) 研修会場：中央福祉学院（ロフォス湘南） 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44
- (4) 受講料：15,400 円
- (5) 申込締切：2019 年 5 月 10 日（金）（定員に達し次第申込を締め切ります。）
- (6) 詳細・申込：中央福祉学院ホームページ
<http://www.gakuin.gr.jp/training/course1313.html>
- (7) 問合せ：中央福祉学院 TEL：046 - 858 - 1355

★★過去に受講された方々からの声★★

「自分にはまだまだ意識・活用する技術が足りないことに気づかされた。この研修が受けられたことは今後の人材育成への財産としたい」

「全体的にワークが多く、身につく研修だった。ぼんやりとしていた考えがクリアになり、とても勉強になった。今後に活かしたいと思う」

★★皆様からのお申込をお待ちしております★★

◆全国保育協議会 事務局体制（全社協）

平成 31 年 4 月 1 日、全国社会福祉協議会人事異動により、本年度の職員体制は下記のとおりです。引き続きまして、ご指導くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

人事異動のお知らせ（児童福祉部関係を中心に抜粋）

（平成31年4月1日付）

新	氏名	旧
常務理事	笹尾 勝	事務局長
事務局長	松島 紀由	総務部長
民生部 副部長	武井 頼子	児童福祉部 副部長
児童福祉部 副部長	岡田 茂樹	児童福祉部 参事 （全国児童養護施設協議会担当）
中央福祉学院 参事	宗方 涼	児童福祉部 参事（全国保育士会担当）
出版部 部員	仁木 隆文	児童福祉部 部員（全国保育協議会担当）
出向（〔社福〕大阪自彊館）	源河 章乃	児童福祉部 部員（全国保育士会担当）
児童福祉部 参事 （全国保育士会担当）	辻本 和晃	民生部 参事
児童福祉部 部員 （全国保育士会担当）	志村 宏祐	地域福祉部 部員
児童福祉部 部員 （全国保育協議会担当）	梶西 美智	民生部 部員
児童福祉部 部員 （全国保育協議会担当）	山崎 優	民生部 部員
児童福祉部 部員 （全国保育士会担当）	福與 紗菜	新規採用
児童福祉部 部員 （全国児童養護施設協議会担当）	森屋 結	新規採用
児童福祉部付 （社会的養護担当）	百瀬 健太	〔社福〕八尾隣保館より出向

（平成31年3月31日付）

新	氏名	旧
退職	野崎 吉康	常務理事
退職	上村 克仁	児童福祉部 参事
退職	佐藤 匠	児童福祉部 部員（全国保育協議会担当）
退職	廣野 桃子	児童福祉部 部員（全国保育士会担当）
児童福祉部付解除	濱口 美穂	児童福祉部付（〔社福〕旭川荘より出向）

* 全国保育協議会・全国保育士会担当は、下記のとおりです。

児童福祉部 部長 岩崎 香子
副部長 山下 朋久

【全国保育協議会担当】

参事 安藤 紀彦
部員 梶西 美智
部員 山崎 優
部員 中川 ころこ

【全国保育士会担当】

参事 辻本 和晃
部員 秋田 菜摘
部員 志村 宏祐
部員 福與 紗菜